

小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら余目

重要事項説明書

当事業所は契約者に対して、指定小規模多機能型居宅介護サービス・指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者の内容

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人さくら福祉会 |
| (2) 法人代表者 | 理事長 佐藤 正視 |
| (3) 所在地 | 山形県酒田市中牧田丸福 171 |
| (4) 電話番号 | 0234-62-2941 |
| (5) F A X 番号 | 0234-61-4016 |
| (6) インターネットアドレス | http://sakura-welfare.sakura.ne.jp/ |
| (7) 設立年月日 | 平成 7 年 5 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
平成 22 年 3 月 26 日 庄内町指定 第 0693000044 号 |
| (2) 事業所の目的と
運営方針 | 要支援または要介護状態のある方に対し、適正な（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供することにより、要支援または要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り総合的なサービス提供に努めます。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら余目 |
| (4) 事業所の所在地 | 山形県東田川郡庄内町余目字矢口 77-1 |
| (5) 電話番号 | 0234-45-1333 |
| (6) F A X 番号 | 0234-45-1315 |
| (7) 開設年月日 | 平成 22 年 4 月 1 日 |
| (8) 管理者 | 豊田 澄 |
| (9) 登録定員 | 25 人（通いサービス定員 15 人 宿泊サービス定員 9 人） |
| (10) 居室等の概要 | 当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。 |

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室（個室）	9	利用者の居室は、原則個室（定員 1 名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員 2 名とすることができます。
居間・食堂	1	利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備えています。（尚、居間、食堂は、同一の場所としています。）
浴室	1	一般浴槽、リフト浴槽あり
その他		設備として、その他に台所等の設備を設けています。

上記は、厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護）に必置が義務付けられている居室・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 庄内町

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休
通いサービス	（基本時間）9：00～17：00
訪問サービス	24 時間
宿泊サービス	（基本時間）17：00～9：00

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス・指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員の配置をしています。

（主な職員の配置状況）※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務の内容	常勤	非常勤	計
管理者	業務の一元的な管理	1 名	－	1 名
介護支援専門員（兼）	（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成等	1 名	0 名	1 名
看護師又は准看護師（兼）	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	0 名	1 名	1 名
介護職員（兼）	介護業務	8 名	3 名	11 名 以上

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
管理者	早番 7:00 から 16:00
	日勤 8:30 から 17:30
介護支援専門員	遅番 10:00 から 19:00
	11:00 から 20:00
介護職員（常勤）	夜勤 16:00 から 10:00
	宿直 20:00 から 7:00

※ 看護師、非常勤の勤務体制を除く。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成した際には、当該計画を契約者に交付します。

- ・ 通いサービス…事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 訪問サービス…利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 宿泊サービス…一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

(2) 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

○ 基本料金（1 か月当たり）

介護区分	利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	34,500 円 （ 3,450 単位 ）	3,450 円	6,900 円	10,350 円
要支援 2	69,720 円 （ 6,972 単位 ）	6,972 円	13,944 円	20,916 円
要介護 1	104,580 円 （ 10,458 単位 ）	10,458 円	20,916 円	31,374 円
要介護 2	153,700 円 （ 15,370 単位 ）	15,370 円	30,740 円	46,110 円
要介護 3	223,590 円 （ 22,359 単位 ）	22,359 円	44,718 円	67,077 円
要介護 4	246,770 円 （ 24,677 単位 ）	24,677 円	49,354 円	74,031 円
要介護 5	272,090 円 （ 27,209 単位 ）	27,209 円	54,418 円	81,627 円

月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料金となります。

※ 法定代理受領サービスを利用出来ない事により償還払いとなる場合には、いったん利用料金を全額負担していただく事になります。その際はサービス提供証明書を発行いたします。

○ 加算料金等

加算名		加算料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	月額	3,500 円 （350 単位）	350 円	700 円	1,050 円	
認知症加算（Ⅲ）	月額	7,600 円 （760 単位）	760 円	1,520 円	2,280 円	※1
認知症加算（Ⅳ）	月額	4,600 円 （460 単位）	460 円	920 円	1,380 円	※2
初期加算	日額	300 円 （30 単位）	30 円	60 円	90 円	※3
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	月額	8,000 円 （800 単位）	800 円	1,600 円	2,400 円	※4
中山間地域等における小規模事業所加算	月額	基本料金の単位数に 10% を乗じた単位数で算定				※4
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	月額	介護報酬総単位数に 14.6% を乗じた単位数で算定				※5

※1 ※2 別に厚生労働大臣が定める登録者が対象となります。

※3 登録した日から起算して 30 日以内の期間について加算されます。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

※4 別に厚生労働大臣が定める基準に該当した場合に算定いたします。

※5 基本料金及びそれぞれの対象となる加算料金によって金額を算定いたします。

□その他の費用

○ 食事の提供に要する費用

朝 400円 昼 700円 夕 550円

○ 宿泊に要する費用

宿泊費 一泊 1,000円 水光熱費 一日 500円

○ おむつ代 実費

○ 日常生活費 実費

※その他の費用について、料金を改定する際は1月前に文書で連絡いたします。

6. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (2) 事業所内での金銭および食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- (3) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の容態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者育成を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者又は家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：介護支援専門員 豊田 澄

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法：電話 0234-45-1333

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

庄内町役場 健康福祉課

山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1

電話番号 0234-42-0150 FAX 0234-42-0894

受付時間 8時30分 ～ 17時15分（土日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス苦情処理室

山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話番号 0237-87-8006 FAX 0237-83-3354

受付時間 9時 ～ 16時（土日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

14. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の容態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 さくらこころのクリニック

・住所 酒田市東大町2丁目6-4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、契約時に指定いただいた連絡先に連絡します。

15. 損害賠償について

ただし、損害の発生について利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定（介護予防）小規模多機能型居宅サービスの開始に当たり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

法人名	社会福祉法人 さくら福祉会		
事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら余目 (指定番号 0693000044)		
所在地	山形県東田川郡庄内町字矢口 77-1		
管理者名	豊田 澄		印
説明者	豊田 澄		印

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

利用者との関係
住 所
氏 名 印